

議第 203 号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法施行令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物が主要構造部を準耐火構造とした建築物に含まれることとなることに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。(第8条、第10条、第19条、第36条の4および第36条の5関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置について定めることとします。

議第 203 号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 28 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「特定避難時間倒壊等防止建築物（以下「耐火建築物等」という。）」を「法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物（耐火建築物および準耐火建築物を除く。）」に改める。

第 10 条および第 19 条第 3 項中「耐火建築物等」を「第 8 条第 1 号に掲げる建築物」に改める。

第 36 条の 4 中「もしくは」を「または」に改め、「または特定避難時間倒壊等防止建築物」を削る。

第 36 条の 5 中「もしくは」を「または」に改め、「または特定避難時間倒壊等防止建築物であるもの」を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

滋賀県建築基準条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第1条～第7条の6 省略</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第8条 学校の用途に供する建築物（木造建築物等に限る。）にあつては、その主要な建築物と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 耐火建築物もしくは準耐火建築物または<u>特定避難時間倒壊等防止建築物（以下「耐火建築物等」という。）</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>(耐火建築物等)</p> <p>第10条 共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える階の下階に次の各号のいずれかの用途に供する部分を設ける建築物にあつては、共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の下階の部分は、耐火建築物等とし、当該共同住宅または寄宿舎の部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床もしくは壁または特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> | <p>第1条～第7条の6 省略</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第8条 学校の用途に供する建築物（木造建築物等に限る。）にあつては、その主要な建築物と隣地境界線との距離は、4メートル以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 耐火建築物もしくは準耐火建築物または<u>法第27条第1項の規定に適合する建築物（耐火建築物および準耐火建築物を除く。）</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>(耐火建築物等)</p> <p>第10条 共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超える階の下階に次の各号のいずれかの用途に供する部分を設ける建築物にあつては、共同住宅または寄宿舎の用途に供する部分の下階の部分は、<u>第8条第1号に掲げる建築物</u>とし、当該共同住宅または寄宿舎の部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床もしくは壁または特定防火設備で区画しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> |

第11条～第18条 省略

(敷地と道路との関係)

第19条 省略

2 省略

3 前2項の規定は、興行場等の用途に供する建築物が耐火建築物等である場合であつて、その敷地が次の表に掲げる幅員を有する2以上の道路にそれぞれ6メートル以上接しているときは、適用しない。

省略

第20条～第36条の3 省略

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られた建築物またはは特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。)または政令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたはは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。)または政令第129

第11条～第18条 省略

(敷地と道路との関係)

第19条 省略

2 省略

3 前2項の規定は、興行場等の用途に供する建築物が第8条第1号に掲げる建築物である場合であつて、その敷地が次の表に掲げる幅員を有する2以上の道路にそれぞれ6メートル以上接しているときは、適用しない。

省略

第20条～第36条の3 省略

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する適用の除外)

第36条の4 建築物の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて階避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるかまたは不燃材料で造られた建築物の階に限る。)または政令第129条第1項の認定を受けたものについては、第17条および第22条(第1項を除く。)から第24条までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用の除外)

第36条の5 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて全館避難安全検証法により確かめられたもの(主要構造部が準耐火構造であるかまたは不燃材料で造られたものに限る。)または政令第129条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、

条の2第1項の認定を受けたものについては、第17条、第22条から第24条までおよび第33条（第1項第2号を除く。）の規定は、適用しない。

以下 省略

第22条から第24条までおよび第33条（第1項第2号を除く。）の規定は、適用しない。

以下 省略

建築基準法施行令改正の概要

【改正前】

法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物

特定避難時間倒壊等防止建築物

特定避難時間倒壊および延焼を防止する構造
0 分 < 特定避難時間

特定避難時間が
45 分以上
であるもの

特定避難時間が
1 時間以上
であるもの

準耐火建築物

主要構造部
準耐火構造

耐火建築物

主要構造部
耐火構造

施行令改正により特定避難時間の下限値が 45 分となり、特定避難時間倒壊および延焼を防止する構造＝準耐火構造となった。
→「特定避難時間倒壊等防止建築物」は「主要構造部を準耐火構造とした建築物」として再整理された。

【改正後】

法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物

特定避難時間倒壊等防止建築物

→用語の削除

特定避難時間倒壊および延焼を防止する構造
45 分 ≤ 特定避難時間

特定避難時間が
1 時間以上
であるもの

準耐火建築物

主要構造部
準耐火構造

耐火建築物

主要構造部
耐火構造

建築基準条例改正の内容

- ・ 第 8 条第 1 号中「特定避難時間倒壊等防止建築物（以下「耐火建築物等」という。）」を「法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物（耐火建築物および準耐火建築物を除く。）」に改める。
- ・ 第 10 条および第 19 条第 3 項中「耐火建築物等」を「第 8 条第 1 号に掲げる建築物」に改める。
- ・ 第 36 条の 4 および第 36 条の 5 中の「特定避難時間倒壊等防止建築物」との用語を削除する。

- ・ 法第 27 条第 1 項では、建築物の用途、規模により、政令で定める耐火性能に適合することが定められている。
- ・ 特定避難時間倒壊等防止建築物と耐火・準耐火建築物は開口部の防火設備の性能が異なる。
特定避難時間倒壊等防止建築物：屋内への遮炎性能
耐火・準耐火建築物：屋内及び屋外への遮炎性能